

<今回初めて申請する事業者用>



【本支援金は、山口県から委託を受けた中小企業特別高圧電気料金支援金事務局が事務を取り扱っています】

# 中小企業特別高圧 電気料金支援金 (第2期) 募集要領

今回初めて申請する事業者用

令和6年2月29日制定

## 【問い合わせ先】

中小企業特別高圧電気料金支援金事務局

相談ダイヤル 0836-52-8843

メール info@yamaguchi-tokukou.jp

ホームページ <https://yamaguchi-tokukou.jp>

山口県 特別高圧電気料金支援金

検索



## 留意事項

- 1 支援金に係る事務は、適正な執行が必要です。  
支援金に係る事務に当たっては、不正または虚偽による支援金の受給や、報告書等への虚偽の記載など、絶対に行わないでください。  
支援金の受給後、不正受給や虚偽報告等と認められる場合は、支援金の返還や、更に厳しい対応・処分を行うことがあります。
- 2 提出書類は返却しません。  
提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- 3 関係書類は、事業終了後5年間保存してください。
- 4 宣誓・同意書の要件を確認し、署名又は記名の上、申請をお願いします。
- 5 本事業は予算額の範囲内で実施するため、申請された額から減額されて給付決定となる場合があります。

本支援金は、多数の申請を想定しています。

**支援金の交付**を適正かつ、円滑に行う必要があるため、提出された書類や申請内容に**不備や記載漏れ等**がある場合、**原則、返送の上、**修正いただくこととしています。**十分にご確認の上、ご提出願います。**

## 1 趣 旨

電気料金高騰の影響を受ける県内中小企業者の負担軽減を図るため、特別高圧で受電する事業者の電気料金に対する支援を実施する。

## 2 支援対象者

要件（各要件を全て満たす必要があります）

- ① 県内に事業所を有する中小企業者  
（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）
- ② 申請日において以下のいずれかに該当する事業者であること。
  - (1) 県内に事業所を有し、自ら小売電気事業者（いわゆる電力会社）と契約を締結し、特別高圧で受電する者
  - (2) 県内の特別高圧で受電する商業施設又は工業団地等に入居し、電力を使用する者（いわゆるテナント事業者）
- ③ 給付対象期間の初月における1kWh当たりの電気料金の単価が令和4年1月における単価よりも3.5円以上上昇していること。

- 「特別高圧」とは、受給電圧が7,000ボルトを超える電力の事です。  
（主に大規模な電力が必要となる施設や工場などで利用されています。）
- その他、ご不明な点はホームページにあるQ&Aをご覧ください。

## 3 支援金額・上限額

- 第1期支援金（対象期間：令和5年1～9月分）を受給していない事業者については、第1期支援金分についても併せて給付対象となります。
- 第1期支援金を受給された事業者については手続きが簡略化されます。
- ※募集要領＜第1期支援金を受給された事業者用＞をご覧ください。

区分	支援対象期間	支援金額	上限額
第1期分	令和5年1月分（令和5年2月検針分）から令和5年8月分（令和5年9月検針分）	電力使用量1kWh当たり3.5円を乗じた額	月額 10,000千円
	令和5年9月分（令和5年10月検針分）	電力使用量1kWh当たり1.8円を乗じた額	
第2期分	令和5年10月分（令和5年11月検針分）から令和6年4月分（令和6年5月検針分）	電力使用量1kWh当たり1.8円を乗じた額	月額 5,000千円
	令和6年5月分（令和6年6月検針分）	電力使用量1kWh当たり0.9円を乗じた額	

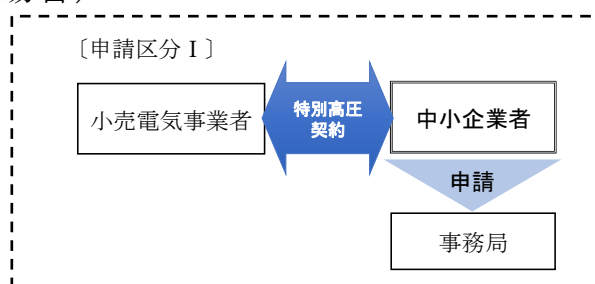
## 4 申請手続きの概要

### (1) 申請区分

申請にあたっては、各事業者の電力契約の形態等に応じ、以下の2つの申請区分から1つを選択してください。

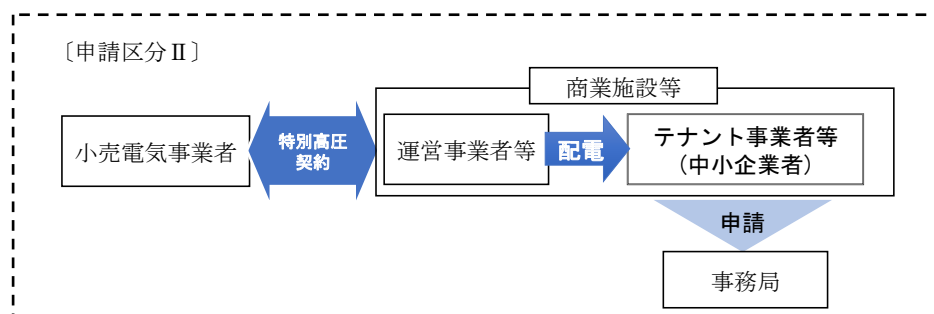
#### ■申請区分Ⅰ（電力会社から直接に受電）

自ら小売電気事業者（いわゆる電力会社）と契約を締結し、特別高圧で受電する者が申請する場合（要綱第4条第1項第1号に該当する者が申請を行う場合）

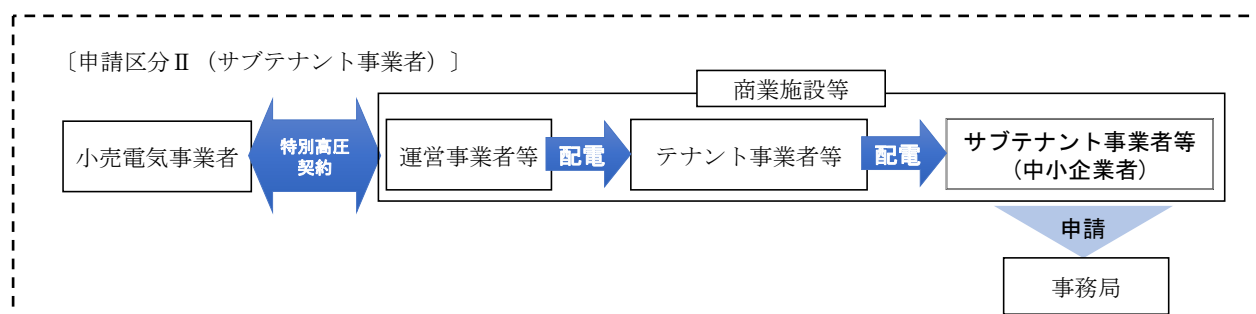


#### ■申請区分Ⅱ（施設等を経由して間接的に受電）

県内の特別高圧で受電する商業施設又は工業団地等に入居し、電力を使用するテナント事業者等が申請する場合（要綱第4条第1項第2号に該当する者が申請を行う場合）



※テナント事業者等が運営を行う施設等に入居し、当該テナント事業者等が受電する特別高圧の電力を使用する者（サブテナント事業者等）についても、申請区分Ⅱによる給付申請が可能



(2) 支援金の申請手続き

■第1期支援金を受給された事業者については手続きが簡略化されます。  
 ※募集要領＜第1期支援金を受給された事業者用＞をご覧ください。

ア 給付申請

- ① 申請期間 令和6年3月15日(金)～令和6年4月30日(火)  
 ※令和6年4月30日(火)の消印・受付印までを有効とします。余裕をもって提出してください。

② 必要書類

【様式】

必 要 書 類	申請区分	
	I	II
ア 中小企業特別高圧電気料金支援金（第2期）給付申請書（第1号様式）	要	要
イ 電力使用量見込表（第2期）（第1号様式の2）	要	要
ウ 誓約・同意書（第1号様式の3）	要	要
エ 施設等入居者等における電力使用量見込表（第2期）（第1号様式の4）	要(※)	—

※ テナント事業者等を有しない場合は提出不要です。

【添付書類】

必 要 書 類	申請区分	
	I	II
1 中小企業者であることを確認できる以下のいずれかの書類		
(1) <u>法人の場合</u> [資本金の額又は出資の総額で確認する場合] ・登記簿謄本の写し（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）【発行から3ヶ月以内】 [常時使用する従業員の数で確認する場合] ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」や「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等で税務署又は銀行の押印があるもの【直近のもの】	要	要
(2) <u>個人事業主の場合</u> ・税務署の受領印が押印された確定申告書と所得税 青色申告決算書（マイナンバーは黒塗りすること）の写し等【直近のもの】 ・開業届の写し 【いずれか】	要	要
2 小売電気事業者が発行する特別高圧による受電を確認できる書類（契約書、電気料金のお知らせ、検針票 等）の写し【直近のもの】	要	—

※ 必要書類は、ホームページからダウンロードできます。

③ 申請方法 郵送または電子申請

※郵送の場合、特定記録など追跡ができる方法としてください。

## イ 実績報告

- ① 申請期間 令和6年6月3日(月)～令和6年7月31日(水)  
 ※令和6年7月31日(水)の消印・受付印までを有効と  
 します。余裕をもって提出してください。
- ② 必要書類

### 【様式】

必 要 書 類	申請区分	
	I	II
ア 電力使用量実績報告書兼中小企業特別高圧電気料金支援金 (第2期)請求書(第4号様式)	要	要
イ 電力使用量内訳表(第2期)(第4号様式の2)	要	要
ウ 施設等入居者等における電力使用量実績表(第2期)(第4号 様式の3)	要(※)	—

※テナント事業者等を有しない場合は提出不要です。

### 【添付書類】

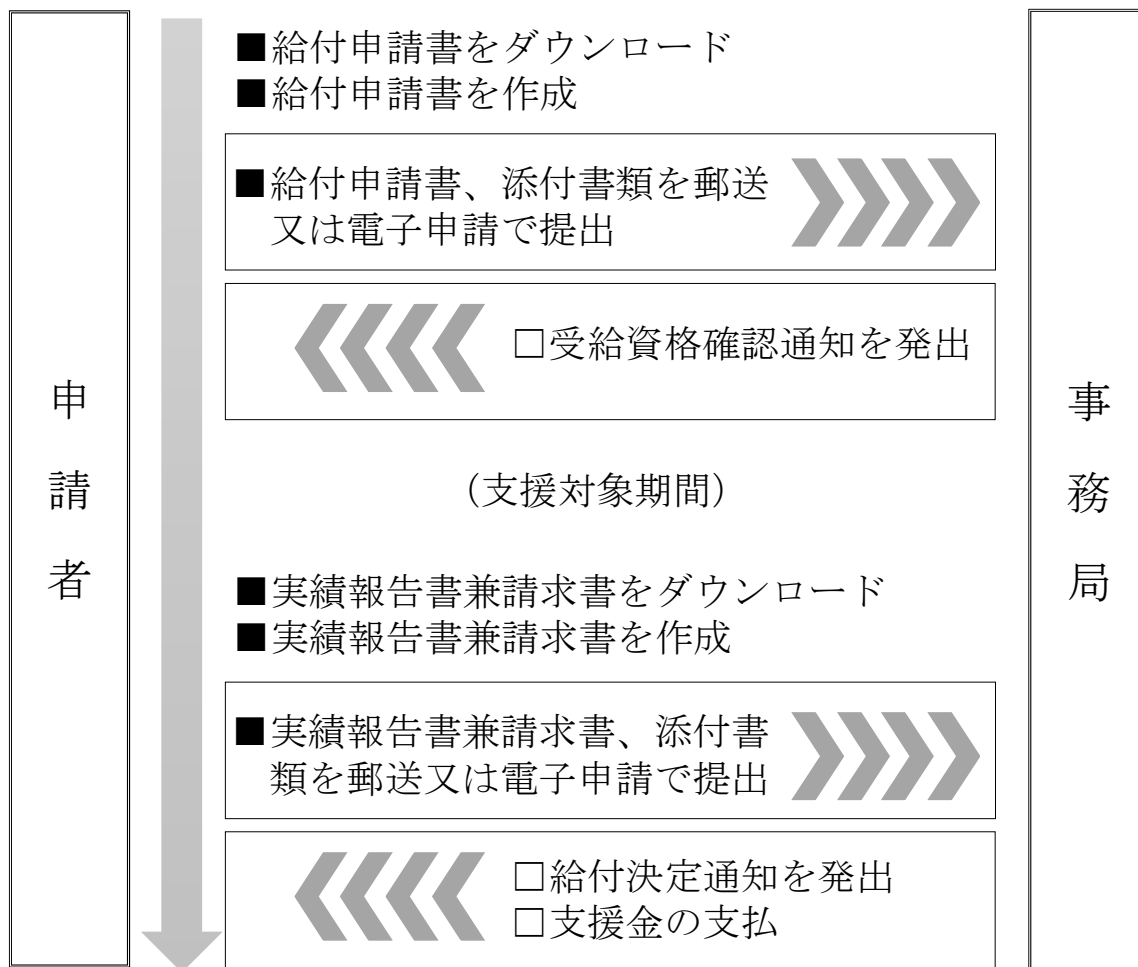
必 要 書 類	申請区分	
	I	II
1 小売電気事業者が発行する請求書(電力使用量が確認できる 書類)の写し【令和5年1月～令和6年5月使用分及び令和4 年1月分にかかるもの】及び領収を確認できる書類(領収書、 振込通知書等)の写し【令和5年1月～令和6年5月使用分にか かるもの】	要	—
2 施設等が発行する請求書(電力使用量が確認できる書類)の 写し【令和5年1月～令和6年5月使用分及び令和4年1月分 にかかるもの】及び領収を確認できる書類(領収書、振込通知 書等)の写し【令和5年1月～令和6年5月使用分にかかるも の】	—	要
3 申請者名義の振込先口座の通帳の写し (振込先銀行、振込先支店、口座番号、振込先名義(フリガナ) が分かるもの・他者名義不可) (表紙及び表紙裏面見開きの2枚必要)	要	要

※ 提出書類の内容によっては事務局が事業所を訪問し、証拠書類の現物確認を行うことがあります。また、提出書類について、電力会社や施設等に内容の確認を行うことがあります。

※ 提出書類の内容に妥当性がないことが判明した場合、支援金額が減額と

なる場合があります。

ウ 申請から支払いまでの流れ



※給付申請書兼実績報告書を受領後、2週間以内に指定の口座に振り込む予定です。

5 問い合わせ先(コールセンター)及び送付先

提出・問い合わせ先	郵便番号	住所	電話番号	HP
中小企業特別高圧 電気料金支援金事務局	755-0151	宇部市西岐波区 宇部臨空頭脳パーク 11 番	0836-52-8843	<a href="https://yamaguchi-tokukou.jp">https://yamaguchi-tokukou.jp</a>

※受付時間：平日9：00～17：00 [休業日：土・日・祝日]

※申請に関するご不明点は、コールセンターまでご連絡ください。

※事務局の開設期間は、令和6年8月30日（金）までとなります。

別紙 中小企業者とは、以下のすべてを満たす事業者をいいます。

1 次のいずれかの事業者であること。

事業者区分	資本金又は出資金及び常時使用する従業員数等
製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの	資本金の額又は出資の総額が1億円以下 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業に属する事業を主たる事業として営むもの	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

※常時使用する従業員の数は、支社・支店のみでなく会社全体で判断します。

2 次に掲げる者でないこと

対象外事業者
国、法人税法別表第1に規定する公共法人及び中小企業基本法第2条第1項に該当しない事業者（農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、一般財団法人・PTA等人格なき社団・宗教法人・性風俗特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者・学校法人・共済組合・政治団体・信用組合・労働組合）等



政治団体
宗教上の組織又は法人
風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」である事業者
暴力団対策法第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者

※医療機関、薬局、介護施設等、山口県が光熱費高騰対策として実施する事業の対象となっている場合、本支援金の対象外となる可能性がありますので、Q&Aをご確認ください。

### 3 個人の場合で、次のいずれかの項目に該当する者であること

項目
作業場、事務所、店舗、償却資産（一般乗用車を除く）を有すること
雇用者、専従者、外注費があること
報酬の収入先が複数事業者からであること
個人事業税を納付していること

### 4 県税の滞納がないこと

## 【問い合わせ先】

中小企業特別高圧電気料金支援金事務局

相談ダイヤル 0836-52-8843

メール info@yamaguchi-tokukou.jp

ホームページ <https://yamaguchi-tokukou.jp>

山口県 特別高圧電気料金支援金

検索

